

厚生労働大臣の定める掲示事項

1. 当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

2. 入院基本料について

当院の急性期一般病棟では(日勤夜勤あわせて)入院患者10人に対して1人以上の看護職員を1人以上の看護職員をそれぞれ配置しております。

また、入院患者25人に対して1人以上の看護補助者を配置しております。

なお、時間帯毎の配置数および受け持ち数は以下の通りです。

○急性期一般入院料2

1日に1病棟で6人以上の看護職員(看護師・准看護師)が勤務しております。

9:00～17:00 看護職員1人当たりの受け持ち数は7人以内です。

17:00～0:00 看護職員1人当たりの受け持ち数は7人以内です。

0:00～9:00 看護職員1人当たりの受け持ち数は7人以内です。

看護職員のうち、看護師が占める割合は70%以上です。

9:00～17:00 看護補助職員1人当たりの受け持ち数は10人以内です。

17:00～0:00 看護補助職員1人当たりの受け持ち数は20人以内です。

0:00～9:00 看護補助職員1人当たりの受け持ち数は20人以内です。

3. 基本診療料・特掲診療料の施設基準の届出について

厚生労働大臣が定める基準等について、基準を満たしており関東信越厚生局へ届出をしています。

(施設基準に関する事項)

詳細は、「当院の届出施設基準」をご覧ください。

4. 明細書発行体制について

医療の透明化や患者さまへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない患者さまについても、明細書を無料で発行しております。なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称などが記載されるものであることをご理解いただき、ご家族の方などが代理で会計を行うことがある場合、その代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない患者さまは、1階会計窓口にてその旨をお申し出ください。

5. 入院診療計画、院内感染防止策、医療安全管理体制、褥瘡対策、身体拘束最小化及び栄養管理体制について

当院では、入院の際に医師をはじめとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、身体拘束最小化の取組基準を満たしております及び栄養管理体制の基準を満たしております。

【入院時食事療養等に係る届出およびその他の届出】

入院時食事療養費 I

○入院時食事療養費に関する特別管理により食事の提供を行っております。

療養のための食事は、管理栄養士による管理の下に食事を適時・適温にて提供しております。

(朝食:午前8時、昼食:午後0時、夕食:午後6時)

○酸素の購入単位

6. 保険外負担に関する事項について

当院では、個室使用料、診断書・証明書などにつきまして、その利用日数に応じた実費でのご負担をお願いしております。

【特別療養環境の提供】

	202号	203号	205号	特別室1	特別室2
部屋の広さ	11.5㎡	11.5㎡	11.5㎡	20.63㎡	20.63㎡
1日の料金 (消費税込)	10,000円	10,000円	10,000円	20,000円	20,000円
設備	テレビ・洗面	テレビ・洗面	テレビ・洗面	トイレ・シャワー テレビ・洗面	トイレ・シャワー テレビ・洗面

【診断書・証明書および保険外負担に係る費用】

診断書・証明書 3,300円～22,000円(消費税込)

その他、詳しくは1階会計窓口にお尋ねください。

【入院期間が180日を超える場合の費用の徴収】

同じ症状による通算の入院期間が180日を超えますと、患者さまの状態によっては健康保険から入院基本料15%が病院に支払われません。180日を超えた日からの入院が選定療養となり、1日につき2,717円は特定療養費として患者さまの負担になります。

ただし、180日を超えて入院されている患者さまであっても、15歳未満の患者さまや難病、人工呼吸器を使用している状態など厚生労働大臣が定める状態にある患者さまは、健康保険が適用されます。

8. 医療情報取得加算に関する揭示事項

医療DX推進体制整備加算に関する揭示事項

オンライン資格確認を行う体制を有しています。

医師等が診療を実施する診察室等において、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して診療を実施しています。

マイナ保険証を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。

電子処方箋の発行及び電子カルテ情報共有サービスなど導入準備を進めており、医療DXにかかる取組を実施しています。

当院は、オンライン資格確認を行う体制を有し、患者さまに対して、受診歴、薬剤情報、特定健診情報、その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行っております。また、診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療提供に努めております。

9. 一般名処方加算に関する掲示事項

当院では後発医薬品(ジェネリック医薬品)がある医薬品について、「一般名処方」を行う場合があります。これは銘柄名(医薬品の商品名)ではなく一般名(有効成分の名称)で処方するもので、医薬品の供給が不安定な状況であっても、有効成分が同じ医薬品から選択できるため、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなる等のメリットがあります。

一般名処方を行う場合には、医薬品の供給状況や長期収載品選定療養制度等を踏まえつつ、一般名処方の趣旨を患者さんに十分に説明を行います。

10. 院内トリアージ実施料に関する掲示事項

救急外来では、重症度・緊急性の判定を行い、治療の優先度を決定(トリアージ)しています。

トリアージにより、診察順が前後する場合があります、また入院中の患者さんの対応が必要な場合はお待ちいただくことがあります。

できる限り待ち時間を少なくするよう努力しておりますが、患者さんの症状や入院患者さんの状況によって対応させていただくことをご理解いただけますようお願いいたします。

11. 長期収載品の選定療養について

後発医薬品(ジェネリック医薬品)のある医薬品で、先発医薬品(長期収載品)の処方を希望される場合は、特別の料金をお支払いいただきます。ただし、先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金をいただきません。

◆医療安全の取り組みについて

当院では、病院長を責任者とする医療安全管理部門を設置するとともに医療安全対策委員会を定期的開催し、医療安全に係る取り組み評価をおこなっています。

また、受診、医療安全、支援等のご相談は、医療安全管理者が地域連携室、関係部署と連携・協力してお受けしています。

1F 医療相談窓口までお気軽にお申し出ください。

また、実効性のある医療安全対策の実施や職員研修を計画的に行っております。

◆その他

・当院では、安全な医療を提供するために、医療安全管理者等が医療安全管理委員会と連携し、より実効性のある医療安全対策の実施や職員研修を計画的に実施しています。

・当院では、感染制御のチームを設置し、院内感染状況の把握、抗菌薬の適正使用、職員の感染防止等をおこない、院内感染対策を目的とした職員の研修を行っています。また、院内だけにとどまらず、地域の高齢者施設や病院の感染防止対策の知識の向上のための活動を行っています。

・当院は、個人の権利・利益を保護するために、個人情報適切に管理することを社会的責任と考えます。個人情報保護に関する方針を定め、職員及び関係者に周知徹底を図り、これまで以上に個人情報保護に努めます。。